

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

01) 震災失業者のうち、職安に求職票を出したのは約1万8000人だが、失業者の実態は把握できず、4万人～10万人とも推計された。

【参考文献】

【引用】「失業者の人数も、ミスマッチの中身も、行政がつかんでいるのは、職安を通じて把握したものだけ。実態をきちんとつかまなければ、雇用対策も実効を伴わない」と、労働団体「連合兵庫」は指摘する。四万人とも十万人とも言われる震災失業者は、いずれも推計値。県職業安定課が確実に言えるのは、「震災失業者のうち、職安に求職票を出したのは約一万八千人」ということだけである。
【神戸新聞朝刊『復興へ 第11部 一年半の断面(1)「震災失業」』(1996/7/7),p.-]

>

【参考】[藤田和夫「震災2年目の雇用問題」『生活再建への課題 -検証 阪神・淡路大震災1年』兵庫県震災復興研究センター(1996/5),p.180-182]では、次のような推計を行っている。

- ・被災地の8職業安定所の1996年3月の有効求職者数 57,000人
- ・被災地の失業者 79,000人
- ・県外転出従業者 48,000人
- ・県内移転従業者 8,000人
- ・失業予備軍と言える震災特例の雇用調整金受給労働者 17,000人

>

【参考】[神戸新聞朝刊『震災直後の完全失業率は6.9%』(1998/7/24),p.-]は、1995年秋の神戸市内の完全失業率が「戦後最悪の6.9%」を記録していたことが、国勢調査の第二次基本集計で明らかとなったと報道。

- ・神戸市内の完全失業者は、前回90年調査より2万人多い4万8300人
- ・区別の失業率は、長田区10.4%、中央区9.4%、兵庫区8.9%など

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

02) 求人は高齢者に厳しく、職種では事務職が少ないなどの状況となり、失業者ニーズに合わなかった。

【参考文献】

【引用】今年1～3月の有効求人倍率は、昨年同期の〇・四七倍から〇・五四倍に上がった。しかし、四十五歳未満の〇・八八倍に対し、四十五歳以上は〇・二三倍。

毎年八月分しかデータが公表されない職種では、昨年同月の新規求人倍率で、建設職は四・八九倍、事務職は〇・三三倍と格差は大きかった。

【神戸新聞朝刊『復興へ 第11部 一年半の断面(1)「震災失業」』(1996/7/7),p.-]

>

【参考】95年1月、2月の年齢別有効求人・求職数、求職倍率については、[丸谷冷史・中谷武・地主敏樹・萩原泰治「震災と雇用問題」『阪神大震災研究1 大震災100日の軌跡』神戸新聞総合出版センター(1996/5),p.227-235]参照。

>

【引用】H7年の年齢階層別失業率を国と比較すると、一様に全国平均よりも多少高いが、1%を超えることはない。しかし、60-64歳で11.7%(全国8.5%)、65歳以上5.5%(全国3.9%)と、高齢者層で、大幅に失業率が高くでているわけで、震災の影響が高齢者にまずは、降りかかったというのは事実である。[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.276]

>

【引用】新規の求人倍率を見るかぎりでは震災直後の1月には0.67であったのが、同8月には1.00になるなど、順調に回復を見せているように見える。こうした指標にもかかわらず雇用情勢が厳しいとする理由は、深刻なミスマッチの存在である。新規求人は順調に推移したものの、平成7年8月の段階で就職できたのは有

効求人数の8%にとどまるといったように、企業側が求める人材と求人者との間に深刻なミスマッチが存在したのである。〔永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.110〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

03) 被災した企業の雇用維持等に関して、民事訴訟に持ち込まれた例がある。

【参考文献】

〔参考〕〔奥山俊宏「震災が関連する訴訟の事例」『季刊 都市政策 第104号』(財)神戸都市問題研究所(2001/6),p.84-88〕では、「防ぐことのできない地震という外力によって、被災地の人や企業、地域は莫大な損害を被った。その損害をだれがどう分担していくべきなのか、それを調整し、妥当な結論を出していくという役割が民事訴訟には期待された」として、定年退職の直前に震災の影響を受けた企業が退職金を3割カットした事案(和解)、震災を原因として閉店を余儀なくされた百貨店がパート従業員に対して雇用関係不存在確認を請求した事案(和解)が紹介されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

04) 被災直後から、雇用調整助成金の特例措置等が講じられ、大いに活用された。

【参考文献】

〔引用〕一週間後の一月二十三日には、やむを得ない休業で従業員の雇用維持を図る事業主に賃金等の助成をする雇用調整助成金制度の特例措置がはじまった。事業所の休業や一時的離職であっても失業給付の支給を行う特例制度も、同日通達され、一月十七日までさかのぼって適用された。前者は、一年ごとに更新され九八年一月二十二日までの三年間で、一万九千三百七十四件の事業所、対象者数は五十九万二千六百八十五人、後者については九六年一月十六日までの一年間で、一万四百七件の受給資格決定がされた。〔『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.156〕

>

〔引用〕法律相談の中で指摘されている問題点は、「雇用保険未加入者が多い」ことで、雇用保険が義務化されている企業においても、未加入のまま労働していた雇用者がかなりいたということである。これらの相談者に対しては、未払いの保険料を支払うという遡及条件で、失業給付を支給するといった柔軟な対応も実施されている。

その中でとくに指摘されている問題点としては、「パート労働者、零細自営業者およびそこで働く人たちなど雇用保険法の適応を除外されてきた弱者への救済措置、適応対象者についても、さらに雇用保険の柔軟な運用(未加入者への遡及適応など)と特別措置の延長などを含めた対応が求められている。」(連合兵庫「なんでも相談報告書」1995年12月p.33)と述べられている。後者については、弾力的運用、支給期間の延長が特別措置としてとられたわけだが、前者の雇用保険法適用除外者の問題は、残されたままである。

〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.280〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

05) パートで働く女性の不当解雇の問題は少なくなかった。

【参考文献】

〔引用〕(女性センターの電話相談)

相談は雇用保険、求職、解雇問題に集中していた。男性も失業などの不利益を被った人は多いが、一番深刻だったのは、女性の不当解雇の問題だったという。母子家庭で何年も真面目にパートで勤めて来たのに、電話1本で解雇された、震災による事務所の移転を理由に女性のみが解雇された、共働きなのに夫は会社へ行ってしまい、余震に怯える子どもを置いては行けず、勤め先からはもう来なくてもいいと言われたなど。パート解雇では、事業主ときちんと契約を結んでいなかったために雇用保険が適用されないなど、不利益をこうむった人も多かった。パートで働く女性が、雇用の安全弁として位置づけられてきた実情が図らずも露呈された。

〔古山桂子「女性と男性の視点からみた協働」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.206〕

>

〔引用〕今回の震災の結果として、あまり大きな問題とはならなかったが、一部震災後の解雇を巡ってのトラブルが発生したのは事実である。また、雇用保険対象者については、保険料未払いであった場合でも、柔軟な対応がなされてもいる。しかし、週の労働時間が20時間に満たないパート労働者は、雇用保険対象者とはならなかったため、こうした柔軟な対応が享受されたわけではない。このように、震災後の企業や雇用保険等の対応は、正規社員と非正規社員、雇用保険対象者と未対象者とで、対応が異なったことは事実である。実際には、非正規雇用の解雇は、かなり多かったはずであるが、幸いにして、社会問題化することはなかった。それは、非正規社員は、被扶養者という認識が高いからである。また、この事実が問題を表面化させなかったものといえよう。〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.296〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

06) 当初の雇用喪失は、全体としてはさほど大きなものにはならなかったと評価される。

【参考文献】

〔引用〕震災の災害規模の甚大性から鑑みるならば、全国平均と比較して1%以内の乖離であるから、雇用という点において、雇用喪失は甚大なものではなかったということになる。商店街の閉鎖等による雇用喪失、震災失業問題がなかったというわけではないが、それは一部の分野等に偏在していたとみることができる。

雇用保険受給率の推移を見ても、平成7年度に4.09%と、前年の3.36%、H7年全国平均の2.40%を大きく上回ったものの、平成8年度には、通常の需給率3.29%に戻っている。

〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.273〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

01. 震災による失業者の実態は把握できず、4万人～10万人と推計された。

【教訓情報詳述】

07) 失業給付の特例等により、賃金の未払いがほとんど問題とならなかった。

【参考文献】

[引用] 生活の安定という観点からは、企業が休業等を余儀なくされた場合は、雇用調整助成金で対応していると同時に、企業がそのような申請をしていない場合も、被保険者が失業保険を申請することで、企業が一時的に操業できずに、従業員に対して、給料が未払いになり、雇用者の生活不安を発生させない万全の体制が確保できたことになる。

今回の震災においては、賃金の未払いがほとんど問題とならなかった。これは、企業の賃金支払努力とともに、各種の生活保障的な上記(失業給付の特例等)の政策の成果といえることができる。

[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9)』(第3編 分野別検証) III 産業雇用分野、兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.279]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

02. 県内の人口回復や、仮設住宅の被災者の社会復帰を促すという観点からの離職者対策が実施された。

【教訓情報詳述】

01) 「公共事業就労促進特別措置法」が施行され、公共事業を請け負った会社が、新たに人材を必要とする場合、40%以上を被災失業者から雇うことを義務付けたが、96年5月末現在での雇用は41人に留まった。

【参考文献】

[参考] (国、県による対策)

国による公共事業就労促進法の施行と特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置。県による被災者雇用奨励金制度、震災失業者雇用奨励金制度。[横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.238]

>

[引用] 被災失業者の雇用対策として、昨年三月に「公共事業就労促進特別措置法」が施行された。公共事業を請け負った会社が、新たに人材を必要とする場合、四〇%以上を被災失業者から雇うことを義務付けた。

しかし、一年以上が過ぎた今年五月末現在で、雇用はわずか四十一人。対象職種を「比較的技能を有しない土木、雑役など簡単な仕事」と限定していることが、まとまった雇用に結び付かない理由の一つだ。

[神戸新聞朝刊「復興へ 第11部 一年半の断面(1)「震災失業」」(1996/7/7),p.-]

>

[参考] 発災後の失業回避、失業給付、職業紹介などの実施状況については、[小嶋典明「震災と労働行政」『ジュリスト』No.1070(1995/6),p.143-151]参照。

>

[引用] 被災地域における公共事業について、被災失業者の雇用を一定割合(無技能労働者について4割まで)を義務付ける法律が1995年3月に施行されたが、この法律に基づいて雇用された被災者は1996年2月まででわずか30人弱であるという。[永松伸吾「阪神・淡路大震災からの経済復興と復興財政」『減災 Vol.1』阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター(2006/4),p.112]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

02. 県内の人口回復や、仮設住宅の被災者の社会復帰を促すという観点からの離職者対策が実施された。

【教訓情報詳述】

02) 当初は離職者を全国に流動する施策がとられたが、被災地への人口回復の観点から被災地内における雇用を奨励する方向に転換した。

【参考文献】

[引用] 行政施策は概して一般的雇用施策に流れ、雇用対策における地域視点、あるいは階層視点が弱い。当初、労働力の流動化の促進が基本となっていたが、被災地における産業復興と雇用回復・創造を実現する上でまず必要とされたことは、産業復興の基盤としての人口集積の回復であり、もとよりこれ以上の人口・

雇用流出を食い止めることである。[横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.243]

>

[引用] 雇用機会の確保には、根本的には神戸経済の本格復興による就労機会の確保が必要であるため、平成9年10月に「神戸経済本格復興プラン」を策定し、復興支援工場の建設や、空き店舗賃貸料の補助など中小企業、商店街の復興支援の実施に努めた。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市(2000/1),p.216]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

02. 県内の人口回復や、仮設住宅の被災者の社会復帰を促すという観点からの離職者対策が実施された。

【教訓情報詳述】

03) 仮設などにおいて就労意欲を喪失しかけている被災者の社会復帰を促すという観点から、仮設住宅の離職者を対象とした雇用政策が実施された。

【参考文献】

[引用] (仮設住宅の離職者対策)

仮設住宅入居者で無職者の4割が内職や臨時職などの軽い仕事を希望。[横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.239]

>

[引用] 第二の柱は「離職者対策」。特に注目すべきは、仮設などにおいて就労意欲を喪失しかけている被災者の社会復帰を促すという観点から、仮設住宅の離職者を主たる対象とした雇用政策が実施された点である。[横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.239]

>

[参考] 被災し、仕事を失ったが、意欲のある人々に就労機会を提供する「被災地しごと開発事業」の概要が紹介されている。[『阪神・淡路大震災復興誌』第5巻]1999年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2001/3),p.85-86]

>

[参考] 被災高齢者等の新たな生きがいとしての「しごと」の場・機会を提供する事業に取り組んでいるボランティアグループ等に対して事業費の一部を補助する「いきがい『しごと』づくり事業」による支援が、復興基金・市の事業として実施された。[『阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 』神戸市生活再建本部(2000/3),p.145]

>

[引用] 震災で大切な家族や家屋を失い、生きる希望さえなくしかけた被災者の心情には計り知れないものがある。当時、家に閉じこもりがちになった中高年齢者が少なくとも一千世帯あると推計されていた。これを受け、定期的な外出機会と、仲間との新しい出会いや学習の場を提供することで、生活のハリを回復してもらうのが第一の挑戦、「いきいき仕事塾」のねらいであった。

会場から遠隔の仮設住宅からでも参加してもらえよう、交通費として受講手当を支給したのもそのため、…(後略)…

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.126]

>

[引用] 震災の年から翌九六年までつづけられた仮設住宅団地などへの「一日はローワーク(出張相談)」につづいて、九七年に実施された仮設住宅全居住者対象の「ふれあいはローワーク」では、巡回相談で得た被災者個々人のニーズに基づいてそれに合わせた求人開拓を行うというそれまでになかったやり方もとられた。

[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.157]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

02. 県内の人口回復や、仮設住宅の被災者の社会復帰を促すという観点からの離職者対策が実施された。

【教訓情報詳述】

04) 職業能力開発としても様々な措置がとられ、企業委託による職業訓練も行われた。

【参考文献】

[参考] 第三の柱は職業能力開発訓練の推進。[横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.239]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05]雇用の確保

【教訓情報】

02. 県内の人口回復や、仮設住宅の被災者の社会復帰を促すという観点からの離職者対策が実施された。

【教訓情報詳述】

05) 被災地での就業機会を創出する対策として、各種推進員等の設置、キャリア・アップ・プログラム等の様々な施策が行われた。

【参考文献】

[参考] 被災地の震災以降の就業について、新たに取り組みされた施策が創出した就業機会についてまとめた資料が、[小西康生「被災地で創出された就業機会」『阪神・淡路大震災復興誌[第6巻]2000年度版』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2002/3),p.70-84]にある。ここでは、各種の推進員等の被災者支援のために創出された就業機会、被災して失業した人に簡単な作業をしてもらって報酬を払う「被災地しごと開発事業」、若年層を県が非常勤嘱託採用する「キャリア・アップ・プログラム」についても詳しく触れられている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05]雇用の確保

【教訓情報】

03. 民間における雇用機会の維持・創出への努力も見られた。

【教訓情報詳述】

01) 企業間による早期復旧支援によって、間接的に雇用の維持が図られたとの指摘がある。

【参考文献】

[参考] [横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.245]では、企業間による早期復旧支援が間接的に雇用の維持につながったと指摘している。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05]雇用の確保

【教訓情報】

03. 民間における雇用機会の維持・創出への努力も見られた。

【教訓情報詳述】

02) 労働者協同組合として、「建設労働者協同組合」やケミカルシューズ関連の失職者による「被災地労働者組合」が結成された。

【参考文献】

[参考] [横山政敏「第5部 第4章 震災と地域雇用」『震災復興の政策科学』有斐閣(1998/6),p.246]によれば、建設労働者協同組合が設立され、被災家屋や店舗の改修・復旧、建て替え工事などを中心に事業展開し、地域の高齢者雇用に貢献したとされる。また、ケミカルシューズ工場の焼失で失職した人たちがお金を出し合い「被災地労働者組合」を設立した事例も紹介されている。

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05] 雇用の確保

【教訓情報】

03. 民間における雇用機会の維持・創出への努力も見られた。

【教訓情報詳述】

03) 当時の終身雇用慣行により、各種政策の制定あるいは弾力的な運用が、効果的に機能したと評価することができる。

【参考文献】

[引用] これまで、日本の雇用に関しては、終身雇用慣行という特徴をもっていたことにより、10年前の震災直後も、企業におけるこの雇用慣行の存在があり、その結果として、労使の信頼関係に基づく雇用不安発生を抑制する基盤が確立していたことは否定できない。この社会的な基盤、すなわち、ソーシャルキャピタルの存在を前提として、各種政策の制定あるいは弾力的な運用が、効果的に機能したと評価することができる。
[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.271]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05] 雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

01) 前年同月比の雇用者数が全国でプラスに転じるなか、兵庫県内は公共工事がピークを超え、その落ち込みがカバーできず96年2月からマイナスの状態が続いた。

【参考文献】

[引用] 震災から二年八ヵ月。ハードの社会資本は復旧のめどが立った。だが、人口は戻らず、企業も雇用も戻らない。大型連休の観光客は前年の八五%。高速道路が全通して、これだった。

雇用もひどい。前年同月比の雇用者数が全国でプラスに転じるなか、県内は昨年二月からマイナスのまま。県は「ここ一年半、雇用は増えていない。公共工事がピークを超え、その落ち込みをカバーする業種が出ていない」。民間信用調査機関も「業種間格差が広がり、息切れ脱落の倒産は高水準で推移」と予測する。

「震災後の財政投資が続くのは三年。その間に民間が被災地経済を支える構造にならねば、復興はままならない」。昨年解散した政府復興委員会の下河辺淳委員長が在任中に漏らした懸念は現実になりつつある。

[神戸新聞朝刊「復興へ 第17部(7)復興まだら模様 / 次世紀への道筋不鮮明」(1997/9/27),p.-]

>

[参考] 公共工事請負金額の動向については、以下の文献にデータが示されている。

[信貴宏「統計データによる産業復興の状況」『都市政策 no.87』(財)神戸都市問題研究所(1997/4),p.39]、

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『復興だより』Vol.16(1999/1),p.21]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05] 雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

02) 不況の影響もあって企業倒産件数も過去最悪を記録。兵庫県商工団体連合会の会員

廃業率では、特に激甚被災地で廃業率が高い。

【参考文献】

[引用] (企業倒産)震災後2年目の96年においても、見内で発生した企業倒産のうち約2割が震災関連によるものであり、雇用に影を落としている。[信貴宏「統計データによる産業復興の状況」『都市政策 no.87』(財)神戸都市問題研究所(1997/4),p.43]

> [引用] 十二日に明らかになった昨年の県内倒産件数は六百九件を記録、過去十年間で最悪だった。景気低迷による淘汰(とうた)の波が立ち上がりかけた企業の足元をすくう。[神戸新聞朝刊『復興へ 第18部(7)復旧“終了”後ノ荒波に打つ手は乏しく』(1998/1/21),p.-]

> [引用] 兵庫県内の経済苦による自殺者数、二百三十二人(98年1-11月、県警調べ)。九七年のほぼ二・五倍。

負債額一千万円以上の倒産件数、七百四十四件(同、東京商工リサーチ調べ)。こちらは前年同期の一・四倍。神戸市に限れば三百四十四件、同、一・五倍。

...(中略)...

九八年、不況は二重苦となって被災地を覆った。兵庫の失業率は沖縄に次ぐ全国最悪の水準を低迷した。中でも、激甚被災地の疲弊ぶりは際立つ。県商工団体連合会(二万九千人)の会員廃業率。神戸市東灘-須磨六区は、九八年九-十一月で前年同期の一・四倍。悪いとされる全県平均より三割も高かった。[神戸新聞朝刊『復興へ 第19部 遠ざかる浮揚ノ失速した被災地経済(1)瀬戸際ノ体力消耗、不況追い打ちノ構造変化へ遅れる対応』(1999/1/11),p.-]

> [引用] 昨年暮れ、二十五日。灘公共職業安定所次長の森田俊男は、同行(みどり銀行)の人事担当者から再就職の支援要請を受けた。数百人規模のリストラは最近の記憶にない。「行き場のない求職者は滞留している。受け皿といっても果たして」。森田の実感は、兵庫県が十一日まとめた県内経済指標が示す現実とも重なる。

有効求人倍率 0.36(98年11月、過去最悪タイ)

新規求職者 2万人(同、前年同月比30%増)

リストラはさらに加速の兆しを見せる。

日銀神戸支店が年末に公表した企業短観。企業が抱く従業員の過剰感是一段と強まっていた。同支店が初めて推計した七-九月の県内失業率は全国平均より一・四ポイント高い五・六%。全国とのその差は、震災前より広がっていた。

震災と不況の複合構造を示すデータがある。

神戸新聞社が先に実施した「震災四年・被災者追跡アンケート」。震災前と同じ仕事に就いている人は六%。「三年」時点の調査から、一〇ポイントも減った。

...(中略)...

雇用悪化はいま全国的な問題となり、復興の足元を不況が掘り崩すという、被災地が直面する”二重苦”をかすませる。

震災後の雇用を支えた雇用調整助成金の特例措置は震災三年で打ち切られた。

...(中略)...

県は昨年(98)夏と冬、二次にわたる経済・雇用対策を実施した。事業費約三千億円。創出、開拓、維持を含む雇用効果は五万四千人。空前の規模だ。

十二月、県は十月末現在の雇用効果を一万五千人と発表した。しかし、有効求人倍率は今も底をほう。効果を「下支え」と見るか「薄い」と見るか、評価は分かれる。

経済・雇用対策の制度疲労を指摘する声も高い。神戸大経済学部教授・中谷武は論文で「建設型の投資政策では限界があり、医療や社会保障など生活関連型への転換が不可欠」と述べた。

[神戸新聞朝刊『復興へ 第19部(2)雇用難ノ崩れた筋書き、底ほう求人』(1999/1/12),p.-]

> [参考] 兵庫県下の雇用動向をみると、求人数は、建設業では経済対策の動向から改善の動きがあるものの、製造業、サービス業で前年を下回る。一方、有効求職者数は、高水準で推移し、中高年齢層に加えて、若年層の雇用環境も厳しくなっている。

有効求人倍率は、平成8年12以降低下傾向にあり、平成10年夏場以降は過去最低水準のまま横ばい。

[総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『復興だより』Vol.16(1999/1),p.21]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

[05] 雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

03) 雇用問題は、災害直後ではなく、復旧が一段落した段階で、本格的に表面化する。

【参考文献】

〔引用〕 災害直後は、一時的な失業率の上昇がみられたものの、復旧需要による求人により、有効求人倍率は、平成8年11月度までは、順調に推移してきており、それ以降、急激に落ち込むことになる。平成10年度の有効求人倍率は0.37倍に落ち込み、平成11年度も同様の0.37倍のままである。月別では、平成11年4月に、0.33倍まで落ち込むことになる。…(中略)…

雇用問題は、災害直後ではなく、復旧が一段落した段階で、本格的に表面化するという事は、今回の震災検証でのひとつの発見といえる。災害直後は、復旧に向けての手厚い保護がなされるが、その保護が終了した時点での自律的回復をどのようにすべきかを見据えた対策が、当初から考慮されるべき課題であったことになる。

〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.275〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔05〕雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

04) 震災を経験したボランティア意識の高い人たちが、地域ニーズを市場に結び付けるといった社会的使命を高めるための半雇用型のビジネス支援策が採用された。

【参考文献】

〔引用〕平成11年度ころから、「生きがいしごとサポートセンター」「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」「被災地育児支援グループ助成事業」等、半雇用型ともいべきビジネス支援が採用されることになる。これらは、震災を経験したボランティア意識の高い人たちが、単にボランティアに終わることなく、地域ニーズを市場に結び付けるといった社会的使命を高めるための支援として重要な役割を果たしている。〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.295〕

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

〔05〕雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

05) これまでの社会構造を維持させてしまう雇用政策が、社会構造の変革を遅らせる結果を招いた面があるとの指摘がある。

【参考文献】

〔引用〕雇用調整助成金ならびに雇用維持奨励金は、多くの企業によって活用されたということであり、雇用維持という観点から判断する限りでは、震災後の混乱の中で、迅速かつ的確な措置が講じられたと評価することができる。

ただし、最初に見てきた失業率や有効求人倍率等が平成10年度に急激に落ち込んでくるわけで、これらの特例廃止と景気低迷による雇用創出の困難な状況が、震災後3年を経過して訪れることになる。

このことは、これらの雇用維持政策が、単なる特定企業内の従業員の雇用維持のために活用されたことにより、雇用流動化により生じたであろう新たな事業創造等と上手く連携できなかったことに問題点を見出すことができる。

〔下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.278〕

>

〔引用〕第一は、復旧需要の多くは、公共投資的意味合いを持つ土木・建築等の工事に偏るため、本来は、産業構造転換を進めなければならないにも関わらず、新たな産業創造がなされずに、就業者の産業別

構造の変革が停滞することになる。その問題が、逆に平成10年・11年に表面化してくることになる。…(中略)…

第二は、生活安定のための「雇用確保」であると、所得保障がその中心となってしまうことからくる問題点である。欧州における福祉国家の反省から、社会保障の充実が、勤労意欲を逆に希薄化してしまい、仕事にたいする動機づけが低下してしまうということがわかっている。ゆえに、単なる生活手当の支給ではなく、仕事遂行を通じた生活保障という政策が採用されたことは高く評価できる。しかし、新たな社会に向けた仕事や起業に関する意識を醸成することはできなかったという問題が残ったのである。

[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.286-287]

>

[引用] 大震災直後の職業訓練教育は、当面の復興に向けての作業機械等の教育訓練が中心となっていた。当時は、建設・土木工事の求人が多く、これらの雇用に関連した教育訓練が中心であったことにより、震災直後の状況を想定すると、この状況は不可避のものであったと考えられる。

生活保障としての雇用保険・雇用調整助成金の支払、雇用創出により、失業者に単純な仕事を与えるという政策が実施されていたわけであり、このこと自体は、震災後のいち早い復興においては有効に機能した。しかし、社会構造変革を必要としていた時期に、こうした生活保障は、それまでの社会構造を維持させてしまうという機能も潜在的に有していたわけで社会変革を遅らせる結果となったといえよう。

[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.296]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

04. 震災から3年目をむかえて復旧関連の公共工事がピークを超え、倒産も高水準で推移することが予想されるなど、雇用環境は厳しい。

【教訓情報詳述】

06) 災害直後に経済活動を復活させるためには、住民が容易に起業できる仕組みが必要との指摘がある。

【参考文献】

[引用] 災害の直後は、通常時とは異なるビジネスが必要となる。その時にだれもが容易に起業(あるいは営業)できる制度の準備が必要。(例:自由に商業活動できる場所(公園や路上)の開放/建設作業等のビジネスマッチングを担当するエージェント活動を公民館等で実施可能とする)

今回の震災では、大阪まで出かけると通常に社会的機能が働いていたわけで、大阪でお金を落とすということになってしまう。経済活動を復活させるためには、県内在住者が県内居住者のためのビジネスを起こしていく必要がある。

本来は、自然発生的に生まれた露天商が店舗を構えて、ビジネスとして成り立っていくといったプロセスがあるべきだが、今回の震災においては、このような柔軟な起業活動が起こらなかった。

一度、このような露天商が成立してしまうと、その撤去が困難であるといった問題点はあるものの、災害復興時には、多くの新規企業が生まれるはずであるから、それを後押しする制度を作っていく必要がある。

[下崎千代子「多様なワークスタイルづくりを通じたしごとの創造等、しごと・雇用対策」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(5/9) (第3編 分野別検証) III 産業雇用分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.299]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

05. 98年度以降は、全国的な不況の中で復興需要もピークを過ぎたことから、被災地の雇用情勢は急速な落ち込みを見せている。

【教訓情報詳述】

01) 復興需要が落ち着くと、被災地の産業が抱えていた構造的な問題が、雇用の落ち込みという形をとってはっきりと現れてきた。

【参考文献】

[引用] 被災地の雇用は、平成6～8年度には全国平均以上に上向いていたが、9年度以降、急速な落ち込みを見せている。雇用が急速に上向いた時期に、45歳以上の雇用は、比較的安定した推移を見せていたことから、若年層を多く必要とする建設業などの復興需要が大きく作用したといえる。震災から3年間は、こうした復興需要に支えられ、産業の構造的な問題は顕在化しなかったが、全国的な不況の中で復興需要もピークを過ぎたことから、雇用の落ち込みという形をとってはっきりと現れてきた。今後、被災地の雇用を回復させるためには、産業構造の転換、ソフト化への取り組みが、極めて重要である。[『本格的産業復興をめぐる課題とあり方』『阪神・淡路大震災 検証提言総括』震災対策国際総合検証会議(2000/8),p.112]

>

[引用] 神戸市の有効求人倍率はバブル景気においても1.0倍を下回るなど、産業構造転換の遅れにより元来低い水準にあり、1990年よりさらに下降が続いていたが、建設業・サービス業を中心とする復興需要で1995～1996年は一旦上昇した。しかしその後は再び下降、1998年以後は有効求人倍率・失業率とも史上最低水準が続く厳しい状況にある。年齢によるミスマッチ傾向はさらに拡大し、中高年に厳しい状況が続くのみならず、新卒者の有効求人倍率も1.0倍を下回る。[『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.6-7]

>

[引用] 復興のための建設需要が一巡した後の復興後期5カ年では、被災地経済は震災以前の水準を下回るまでに低迷し、失業率は全国平均を上回る水準と上昇率を示した。[林敏彦「復興の10年～産業・雇用の視点から～」『阪神・淡路大震災復興誌』[第9巻]2003年度版。(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/3),p.173]

【区分】

4. 第3期以降も続く課題(地震発生後6ヵ月以降)

4-01. 生活の再建

【05】雇用の確保

【教訓情報】

05. 98年度以降は、全国的な不況の中で復興需要もピークを過ぎたことから、被災地の雇用情勢は急速な落ち込みを見せている。

【教訓情報詳述】

02) 震災により失職したり事業をやめた人が15%に達するという調査結果もある。

【参考文献】

[引用] 経営経済動向調査の回答結果では、雇用人員については依然として見通しが悪く、悲観的な回答が寄せられている。

1999年度の市民意識調査の結果では、震災により失職したり事業をやめた回答者が全体の15%を占める。また回答結果から調査対象者の失業率は7.9%と算出され、市内の雇用情勢が兵庫県内・近畿一円と比べても際立って悪いことを裏付けている。

市政アドバイザー復興定期便の時系列分析では、失職した人がまだまだ多いとの回答が1997年以降増加する傾向にあり、灘・中央・長田・須磨の各区で多くなっている。[『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会(2000/3),p.7]